

令和 年 月 日

徳島市長 殿

申請者	郵便番号	〒
	住所	徳島市
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日
	電話番号	— —

補助金交付事前申込書

徳島市住宅リフォーム支援事業補助金の交付を受けたいので、徳島市住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、次のとおり事前申込みをします。

なお、裏面（別紙）に記載の当該補助金の交付に関する事項について、そのすべてを確認し、承諾します。

補助対象住宅	所在地	徳島市		
	共有者氏名	無・有（ 名） 氏名		
	用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅		
	建築年	大正・昭和・平成・令和 年		
施工業者 (見積業者) ※2つの業者に見積 依頼する際はどちら か一方のみをご 記入ください。	法人個人の別・名称	法人・個人 名称		
	本店の所在地（法人） 住所（個人）	徳島市		
	代表者又は担当者氏名			
	電話番号	— —		
工事内容 ※補助対象経費の 欄は、工事総額に 補助対象外経費が 含まれている場合 はこれを除いた額 を、含まれていな い場合は工事総額 と同額を記入して ください。	申込み区分（いずれかに○）※詳しい条件は、要綱かパンフレットをご確認ください。			
		A 一般住宅リフォーム		
		B 居住促進区域の中古住宅を購入してリフォームする場合		
		C 中心市街地の区域で中古住宅を購入してリフォームする場合		
	工事概要		裏面の補助対象工事の 該当番号を記入	
	工事総額		円	消費税及び地方消費税額 を除いた金額
補助対象経費 (50万円以上 <input type="checkbox"/>)		円		
補助金交付 申請額	円 ※補助金の算出方法は申込み区分で異なります。詳しくは裏面をご覧ください。 ※1,000円未満の端数は切り捨てです。 ※事前申込み後、変更事項が生じて補助対象経費が増額となっても、補助金交付額は増額 できません。			
工事期間	着工予定日：令和 年 月 日 完了予定日：令和 年 月 日 ※補助金の交付決定より前に工事に着手しないでください。 ※令和9年3月1日までに実績報告を行う必要があります。			

確認及び誓約事項

次の項目を確認し、でチェックしてください。

- 私は申請日において市町村税を滞納していません。
- 私は令和3年度以降に徳島市住宅リフォーム支援事業による補助金の交付を受けていません。
- 私は令和3年度以降に新生活様式対応住宅リフォーム支援事業による補助金の交付を受けていません。
- 私は徳島市住宅リフォーム支援事業補助金の交付条件等を理解した上で申請し、記載事項は事実に相違ありません。
- 補助金の交付決定より前に工事に着手しません。
- 工事完了後、代金を支払い、令和9年3月1日までに実績報告書を提出します。
- 補助金の申請に偽りその他不正行為等があり、補助金の交付決定を取り消されたときは補助金を返還します。
- 上記の内容について関係部署・関係機関へ照会を行い、市が調査することに同意します。
- 申請者及び申請を代理する者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成33年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

私は、以上の項目のすべてを確認し、了解した証（あかし）に署名します。

申込者の署名（自筆）

補助対象工事（該当するか不明な場合は住宅課にご連絡ください）

- ①天井・床の張替え工事、間取り変更工事など住宅の修繕、補修、模様替え、増築（10㎡以内）等の工事
- ②外壁塗装工事、屋根のふき替え工事など住宅の耐久性を高める工事
- ③バリアフリー工事、防火・耐火工事など住宅の安全上又は防災上必要な工事
- ④システムキッチン工事、床暖房工事など住宅の居住性を良好にするための工事
- ⑤ユニットバス・洗面台等の取替え工事、トイレの改修工事など住宅の衛生上必要な工事
- ⑥門扉・門柱、塀等の設置工事など住宅と一体となって住環境を向上させるための外構工事（造園工事及びそれに類する工事は除く。）
- ⑦建物と一体となる家具・建具工事などその他の工事

補助金額算出表

申込み区分	種別	補助金額算出方法
A	一般住宅リフォーム工事	補助対象経費×12%（上限12万円）
B	居住促進区域の中古住宅を購入してリフォームする場合	補助対象経費×20%（上限20万円）
C	中心市街地の区域で中古住宅を購入してリフォームする場合	補助対象経費×30%（上限30万円）